

けんこう 新潟市 健康すまいリフォーム助成事業

2022.3 版

補助金申請の手引き

子どもを安心して産み育てられ、高齢者等が健康で幸せに暮らせる住環境を創出することを目的として、バリアフリー化・子育て対応・温熱環境改善のための工事や、それに併せて行う居住環境や住宅機能の維持・向上のための住宅リフォーム工事を行う方に、その費用の一部を補助します。

この手引きは、補助金申請の手続きと、申請書等の作成について説明するものです。

申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

補助金の概要

【補助金の対象】

○対象となる住宅

- ・市内に現に存する、一戸建て住宅又は集合住宅の住戸内部分（※店舗、事務所等住居以外の部分がある場合は面積の過半が住居部分であるものを含む。）

○対象となる工事（※居住の用に供する部分で行う工事で、下記の工事に関する補助対象経費の合計が10万円以上であるもの。）

・基本工事【必須】

- ①バリアフリーリフォーム工事：既存住宅又はその敷地のバリアを、改善又は解消するための工事（手すりの設置/段差の解消、スロープの設置/床のノンスリップ化/通路・開口部の拡幅、建具改修/設備機器のバリアフリー化/感染予防対策/その他）
- ②子育て対応リフォーム工事：子ども※部屋において行う工事又は子ども※の事故防止工事
※令和4年4月1日時点において中学生以下の者
（子ども部屋の増築/子ども部屋の改修/子どもの事故の防止、又は被害の軽減を図る工事）
- ③温熱環境改善リフォーム工事：既存住宅の温熱環境を改善するための工事
（窓の断熱改修/外壁、屋根、天井又は床の断熱改修/浴室又は脱衣室の暖房機器設置工事）

・プラス工事【任意】

- 基本工事と併せて行う住宅部分のリフォーム工事

○対象となる方

- ・対象となる住宅に既にまたは工事完了までに住民票のある個人
※ただし、過去に本補助金、「子育て・高齢者支援健康すまいリフォーム助成事業補助金」、「空き家活用推進事業（ただし、流通促進タイプ（跡地活用）を除く）」、「空き家活用リフォーム推進事業補助金」、「UIJ 支援にいがたすまいリフォーム助成事業補助金」を受けていないこと

【補助率・補助上限額】

基本工事①～③のうち 1種類のみ行う場合	補助対象経費の1/10 ・ 補助上限額 5万円
基本工事①～③のうち 2種類以上行う場合	補助対象経費の1/10 ・ 補助上限額10万円

申請受付窓口・問い合わせ先

新潟市 建築部 住環境政策課 ☎025-226-2815（直通）

市役所ふるまち庁舎6階（中央区古町通7番町1010）

申請様式のダウンロード、交付決定状況・予算残高の確認など詳細情報は、
新潟市ホームページ内にて **健康すまい** で検索

1. 補助金交付までの手続きの流れ

補助金交付申請

- 申請書に必要な書類を添付し、住環境政策課 窓口へ提出してください。

2022年3月7日(月)から受付開始

※先着順での受付となるため、原則郵送での受付はできません。

申請内容の審査

- 申請内容を審査します。必要に応じて現地調査をすることがあります。

補助金の交付決定

- 審査のうえ支障がない場合は、補助金の交付決定通知書を送付します。
 - 補助金の交付申請受付から、**2週間程度**かかります。
- ※申請状況により、2週間以上かかることがありますのであらかじめご了承ください。

工事の着手

- 工事は、必ず交付決定通知を受けてから着手してください。
- 事前に着手した場合、補助金の支払いはできません。
- 必要に応じて写真撮影を求めるなど、補助金の交付に際して条件が付く場合がありますので、交付決定の内容を十分ご確認ください。

工事の完了

実績報告書の提出

- 工事完了後、必要な書類を添付し、速やかに実績報告書を提出してください。(郵送での受付はできません。)
- 2023年3月15日(水)までに実績報告書が提出されない場合、補助金は交付されません。

報告内容の審査

- 実績報告の内容を審査します。必要に応じて現地調査をすることがあります。

補助金交付額の確定

- 審査のうえ支障がない場合は、補助金確定通知書を送付します。

補助金の支払い

- 指定の口座に補助金を振り込みます。
- 実績報告書の提出から**2ヶ月程度**かかります。

★ご注意ください★ ~過去の事例より~



- 補助金の交付決定を受けたあとで対象工事に着手するものが補助の対象となります。交付決定前の工事着手が判明して、補助金の対象とならない事例がありました。補助金の申請をする場合は、交付決定前に対象工事に着手することにならないよう工事計画を立ててください。(申請から交付決定まで2週間程度かかります。)なお、対象工事以外のリフォーム工事については着手していても構いません。
- 補助金の交付決定の際に、「工事中の写真」や「家具のない工事前写真」などを補助金交付の条件として求める場合がありますので、補助金交付決定の内容を十分にご確認ください。(補助金交付条件の写真がない場合、その工事部分が補助の対象とならない場合があります。)
- 工事が完了せず、提出期限までに実績報告が提出できなかったため、補助金の支払いができなくなる事例がありました。提出期限(2023年3月15日(水))までに実績報告を確実に提出できるよう工事計画を立ててください。

2. 申請の要件

【①対象となる住宅】

下記の全てに該当するもの

- ・市内に現に存する、専ら居住の用に供する建築物又は建築物の部分
- ・現在又は過去に人の使用に供されたことがあるもの
- ・一戸建て住宅（店舗、事務所等住居以外の部分がある場合は面積の過半が住居用であるものを含む）又は長屋、共同住宅その他集合住宅の住戸内部分

対象となる住宅の例		
住宅の建て方	基本工事の対象範囲	プラス工事の対象範囲
 一戸建て住宅	敷地内（アプローチ等）及び住宅（内部・外部）	住宅（内部・外部）
 長屋・共同住宅	住宅内部のみ	住宅内部のみ
対象とならない住宅の例		
・建築中の建物 ・面積の半分以上が店舗や事務所の建物 など		

★ご注意ください★

- 補助金の交付の対象となる住宅は「過去に人の使用に供されたことのあるもの」となっていますので、新築の建売住宅は補助の対象となりません。ただし、新築の建売住宅を購入・居住後にリフォーム工事を行う場合は、補助の対象となります。

【②対象となる者】

下記の全てに該当する者

- (1) 本市に住民登録を行っている者又は実績報告書の提出までに行う予定の者。対象工事に子育て対応リフォーム工事を含む場合は、中学生以下の子どもがいる世帯、又は妊娠している者がいる世帯に属していること。
 - (2) 自ら居住又は居住を予定している住宅において、対象工事を発注し、行う個人。
※市内に本社、本店、支店若しくは営業所がある法人又は市内に住所がある個人事業主（工事見積書の内訳証明書及び領収書において市内の住所が確認できるものに限り。）へ発注すること。
 - (3) 申請者及び対象住宅のいずれもが、過去に本事業又は子育て・高齢者支援健幸すまいリフォーム助成事業・空き家活用推進事業（ただし、流通促進タイプ（跡地活用）を除く）・空き家活用リフォーム推進事業・U I J支援にいがたすまいリフォーム助成事業の補助金交付を受けていないこと。
(上記補助金の交付を受けることができるのは「人」・「住宅」ともに一度のみとなります。)
※平成28年度以前の「子育て支援健幸すまいリフォーム助成事業」又は「健幸すまいリフォーム支援事業」は上記事業に該当しないため、この補助金を受けることが可能です。
 - (4) 交付決定を受けた後に対象工事に着手するものであって、2023年3月15日（水）までに、実績報告書を提出できること。
- ※ 申請者以外に対象工事を行う住宅の所有者がいる場合は、補助事業の実施について承諾を受けてください。

3. 対象工事の要件・補助対象となる経費

【補助対象となる工事】

○補助対象経費（※）の合計が10万円以上であるもの

※基本工事及びプラス工事に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計額をいいます。

補助の対象外となる工事費は含まれませんのでご注意ください。

○市内に本社、本店、支店若しくは営業所がある法人又は市内に住所がある個人事業主（いずれも工事見積書の内訳証明書及び領収書において市内の住所が確認できるものに限る。）に発注し、工事契約したものであること。

○基本工事においては、使用する機器・材料は未使用品とし、一の工事に係る材料と施工を同一の工事業者に発注すること。

(1) 基本工事：①バリアフリーリフォーム工事

②子育て対応リフォーム工事

③温熱環境改善リフォーム工事 から、1つ以上を選択（必須）

①バリアフリーリフォーム工事：既存住宅（居住の用に供する部分に限る。）又はその敷地において行う、居住者にとってのバリア（障害）を改善・解消するための工事（下記に掲げるものに限る。）

対象工事	要件	補助対象経費
手すりの設置 	日常生活における移動や動作を安全又は容易にするため、新たに手すり※を設置する工事又は既に設置されている手すりよりも安全性若しくは機能性が向上するものに取り替える工事であること。 ※手で握って安全に移動や動作ができるもの	次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。） ①材料に係る費用 ②手すりの設置工事に係る費用（取換え工事の場合、既存手すりの撤去費用を含む。）
段差の解消 スロープの設置 	日常生活における移動や動作を安全又は容易にするため、障害となっている段差を解消若しくは改善する工事又はスロープを設置する工事であること。	次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。） ①材料に係る費用 ②段差の解消工事又はスロープの設置工事に係る費用（改修部分の解体撤去費用を含む。）
床のノンスリップ化 	日常生活における移動や動作を安全又は容易にするため、床を粗面又は滑りにくい材料に改修する工事であること。 （注意）申請時にカタログの添付が必要	次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。） ①材料に係る費用 ②床のノンスリップ化工事に係る費用（改修部分の解体撤去費用を含む。）

次ページへ続く・・・

…前ページからの続き(バリアフリーリフォーム工事の対象)

対象工事	要件	補助対象経費
<p>通路・開口部の拡幅、建具改修</p> 	<p>日常生活における移動や動作を安全又は容易にするため、通路・開口部を拡幅する工事又は建具を拡幅若しくは改修する工事であること。</p>	<p>次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>①材料に係る費用</p> <p>②通路・開口部の拡幅工事又は建具改修工事に係る費用（改修部分の解体撤去費用を含む。）</p>
<p>設備機器のバリアフリー化</p> <p>EV設置</p>  <p>UBへ取換</p>  <p>洋便器化</p> 	<p>日常生活における移動や動作を安全又は容易にするため、次のいずれかに該当する工事であること。</p> <p>ア エレベーター若しくは階段昇降機を新たに設置する工事又は既存の設備機器よりも安全性若しくは機能が向上するものに改修する工事</p> <p>イ 既存の浴室又は浴槽を、前ページの「手すりの設置」「段差の解消、スロープの設置」「床のノンスリップ化」「通路・開口部の拡幅、建具改修」に掲げる要件のいずれかに適合するものに改修する工事</p> <p>ウ 既存の和式便器を洋式便器に改修する工事</p>	<p>次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>①機器及び材料に係る費用</p> <p>②設備機器のバリアフリー化工事に係る費用（改修部分の解体撤去費用を含む。）</p>
<p>その他のバリアフリーリフォーム工事</p> <p>テレワークスペース</p>  <p>換気設備</p>  <p>非接触型設備</p> 	<p>居住する者の中に高齢者、障がい者、中学生以下の子ども若しくは妊娠している者がいるなど、日常生活における移動や動作を安全又は容易にするために特別な理由があると市長が認めるバリアフリーリフォーム工事であること。</p> <p>【その他のバリアフリーリフォーム工事の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 洗面台の水洗器具を握る動作が困難となった高齢者がおり、水洗器具をレバーハンドルへ取替える 車いすを利用する者がおり、洗面台を車いすでも利用できるタイプへ取替える 新型コロナウイルス感染予防を目的とする工事で次のいずれかに該当するもの（感染予防を行ううえで支障となるバリアを取り除く工事） <ol style="list-style-type: none"> ① テレワークスペースの整備 間仕切壁、建具等の設置により、室又は室の一部にテレワークスペースを整備する工事 ② 換気設備の設置 換気扇、換気機能付きエアコン、換気・通風機能付きドア等を設置する工事 ③ 非接触型設備の設置 タッチレス水栓等を設置する工事 <p>※ただし、温熱環境改善リフォーム、子育て対応リフォームに該当する工事は除きます。</p> <p>※上記3種類以外の感染予防を目的とする工事は、プラス工事の対象となる場合があります。</p>	<p>次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>①機器及び材料に係る費用</p> <p>②その他のバリアフリーリフォーム工事に係る費用（改修部分の解体撤去費用を含む。）</p>

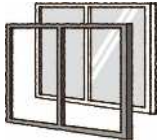
②子育て対応リフォーム工事：子ども部屋において行う工事 又は 子どもの事故防止工事
 (下記に掲げるものに限る。)

※子ども部屋：補助対象工事後の住宅における、壁、建具等で区画された室又は室の一部で、主として子ども(当該住宅に居住する又は居住する予定の中学生以下の者)が使用するのためのもの

対象工事	要件	補助対象経費
子ども部屋の増築	子ども部屋を新設又は拡張する工事(住宅の床面積の2分の1を超えないもの)であること。	次に掲げる経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
子ども部屋の改修	子ども部屋において行う、居住環境又は住宅機能の維持又は向上を図るためのリフォーム工事であること。ただし、以下は除く。 ・温熱環境改善リフォームに該当する工事	①材料に係る費用 ②子育て対応リフォーム工事に係る費用(改修部分の解体撤去費用を含む。)
子どもの事故防止工事	当該住宅に居住する子どもが使用する部分で、子どもが当事者となる事故の防止、又は被害の軽減を図ることが主たる目的の工事であること。ただし、以下は除く。 ・バリアフリーリフォームに該当する工事 ・劣化・破損により事故の原因となりうる部分の工事 ・見守りなど人的対応を伴うことで事故防止が図られる工事	

【メモ】

③温熱環境改善リフォーム工事：既存住宅（居住の用に供する部分に限る。）の温熱環境を改善するための工事（下記に掲げるものに限る。）

対象工事	要件	補助対象経費
<p>開口部の断熱改修</p> 	<p>外気に面した開口部において、改修後の熱貫流率が4.65 (W/m²・K) 以下になるよう行う次に掲げるいずれかに該当する工事であること。</p> <p>ア 内窓設置（既存の窓の内側に新たに窓を新設するもの及び既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。）</p> <p>イ 外窓交換（既存の窓等を取り除き、新たに窓等を設置するものをいう。）</p> <p>ウ ガラス交換（既存の窓に入ったガラスを取り除き、新たなガラスに交換するものをいう。）</p> <p>※実績報告時に、改修を行った窓等（1箇所ずつ）の断熱性能が確認できる写真の提出が必要となります。 ≪断熱性能が確認できる写真≫</p> <p>① 改修後の窓等の省エネ建材等級表示ラベルの写真（改修後の窓に添付してあり、等級が確認できるもの）</p> <p>② 改修後の窓等の製品型番ラベルの写真（改修後の窓に添付してあるもの）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※開口部の新設はプラス工事です。 ※窓の熱貫流率については、各建材メーカーにご確認ください。</p> </div>	<p>次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>① サッシ等の必要な部材に係る費用</p> <p>② サッシ等の取付け工事に係る費用（取付け部分の解体撤去費用を含む。）</p>
<p>外壁、屋根、天井又は床の断熱改修</p>	<p>外気に面する外壁，屋根，天井又は床のいずれかの部位全体に，熱伝導率[W/(m・K)]が0.052以下のノンフロン製品である断熱材を用いる工事であること。</p>	<p>次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>① 材料に係る費用</p> <p>② 断熱改修工事に係る費用（改修部分の解体撤去費用を含む。）</p>
<p>浴室又は脱衣室の暖房機器設置</p>	<p>浴室又は脱衣室に、新たに固定式の暖房機器を設置する工事であること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※暖房機器の老朽化等による取替工事は、補助対象外となります。（ただし、プラス工事では対象とすることができます）</p> </div>	<p>次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>① 暖房機器本体及びその他付属品に係る費用</p> <p>② 暖房機器の設置工事に係る費用（電気設備工事費を含む。）</p>

(2) プラス工事

要件	補助対象経費	工事の例
基本工事と併せて行う既存住宅（居住の用に供する部分に限る。）の居住環境や住宅機能の維持・向上のためのリフォーム工事	プラス工事に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> • 屋根改修 • 外壁改修 • 内装改修 • 水廻り設備改修 • 一部増築、一部改築、一部減築 • その他基本工事の対象とならない住宅リフォーム工事（補助対象外となる工事を除く。）

【プラス工事の対象となる工事、対象とならない工事の例】

○：対象となる工事 △：条件を満たせば対象となる工事 ×：対象とならない工事

対象	工事の内容	備考
○	屋根の葺き替え、塗装など	
○	外壁の張り替え、塗装など	
○	間取りの変更、間仕切り壁の変更など	
○	内装（床・壁・天井など）の張り替え、塗装など	
○	畳の取替え（表替え含む。）	
○	外部建具改修（窓・ガラス・玄関ドア・勝手口の交換など）	断熱性能が確保できるものは基本工事、それ以外はプラス工事。
○	屋内のドア・建具の交換など	
○	浴室、台所、便所等の水廻り改修	市の他の助成制度を受けている工事部分を除く（高齢者向け住宅リフォーム助成等）。
○	給湯器の設置・改修	
○	給排水・ガス・電気の配管配線工事	
△	居住部分の一部増築、一部改築、一部減築	既存住宅の床面積の過半を超えない範囲のものは補助対象。過半を超えるものは補助対象外。
△	車庫・物置の増築・設置・改修	既存住宅と同一棟の場合は、補助対象。既存住宅と別棟の場合は、補助対象外。
○	耐震補強・改修工事	市の他の助成制度を受けている工事部分を除く（耐震リフォーム事業等）。
×	車庫、物置、倉庫等の別棟の付属屋	
×	店舗、工場、事務所等の改修	住宅部分以外の工事は補助対象外。
×	下水道接続、合併処理浄化槽設置、雨水浸透ます設置、雨水タンク設置工事など	左記の工事は補助対象外。
×	太陽光発電システム、ペレットストーブ	左記の工事は補助対象外。
×	植樹、剪定等の植栽工事	植栽工事は補助対象外。
×	アプローチ等の外構工事	基本工事に該当するものを除き補助対象外。
×	ハウスクリーニング、排水管清掃など	左記のものは補助対象外。
△	シロアリ防除・駆除など	シロアリ防除工事は補助対象。シロアリ駆除は補助対象外。
△	電話、インターネット、TVアンテナの設置など	電話・通信・通信設備は補助対象外。インターホン設置等住宅内の工事に係るものは補助対象。
×	照明器具	照明器具、火災報知器は補助対象外。
×	カーテン・ブラインド等の取替え・新設など	備品は補助対象外。
×	冷蔵庫、エアコン、洗濯機などの電化製品	基本工事に該当するものを除き補助対象外。
×	石油ストーブ、ガスストーブなどの暖房器具	基本工事に該当するものを除き補助対象外。
×	家具	備品は補助対象外。

★ご注意ください★

- 基本工事において使用する機器・材料は未使用品であるものが対象となります。既存の機器・部材の移設やリサイクル品の使用は、基本工事の対象となりません。
- 基本工事は、一の工事ごとに同一工事業者に材工一括発注することが条件となります。
例)・手すりの材料と設置工事をA社、スロープの部材と取付け工事をB社に発注
⇒ 基本工事の対象となる
 - ・手すりの材料をA社、設置工事をB社に発注 ⇒ 基本工事の対象とならない
 - ・手すりを自ら購入、取換え工事をA社に発注 ⇒ 基本工事の対象とならない
- プラス工事は、既存の機器・部材の移設やリサイクル品の使用は対象になります。
- 基本工事、プラス工事ともに資材の購入のみでは補助の対象になりません。
- 基本工事はA業者、プラス工事はB業者（いずれも市内の工事業者）に発注するなど、複数の工事業者に発注することは可能です。
- 本補助金は市内に本社、本店、支店、営業所がある法人又は市内の個人事業主（工事見積書の内訳証明書及び領収書で市内の住所が確認できるものに限り。）へ発注することが要件となります。そのため、例えば個人事業主が自ら自宅を改修する場合は補助の対象となりません。（本人が代表を務める法人や本人とは別の個人事業主へ発注する場合は補助の対象となります。）
- 市の他の補助制度の対象となっている工事の部分は本事業の補助の対象となりません。ただし、それぞれの補助制度の対象となる工事の部分が違う箇所であれば、他の制度との併用は可能な場合があります。（同一の工事契約であっても、それぞれの補助を受ける工事費用（範囲）が明確に区分されていれば併給可能です。）

例1 (併給可能な例)

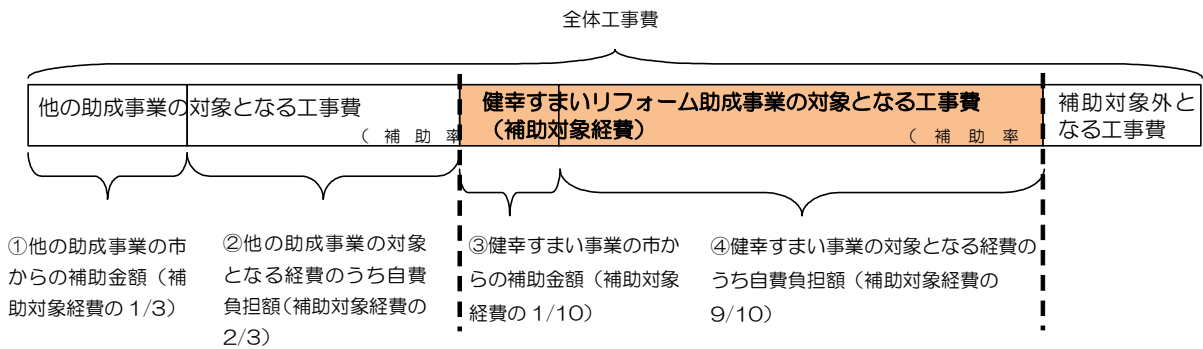
- ① 浴室改修工事：障がい者向け住宅リフォーム助成による補助金を活用
- ② トイレ改修工事：本事業の補助金を活用

例2 (併給可能な例)

- ① 浴室の手すり：介護保険を活用
- ② 浴室の外窓交換：本事業の補助金を活用

なお、市の他の助成事業を併用する場合の補助対象経費の算定方法（例）は下記のようにになります。（他の助成事業の補助率が1/3とした場合の例です）

【市の他の助成事業を併用する場合の補助対象経費の算定方法（例）】



※（他の助成事業の補助金額だけでなく、）他の助成事業の対象となる工事費の全てが、本事業の補助対象経費から除かれる（補助対象外となる）のでご注意ください。

- 本助成事業と空き家活用推進事業（ただし、流通促進タイプ（跡地活用）を除く）との併用はできません。
- 『補助対象経費』とは、基本工事及びプラス工事に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）の合計額をいいます。補助の対象外となる工事費は含まれませんのでご注意ください。
- 一の工事は、複数の基本工事の対象となりません。

例)・子供部屋に設置する内窓は、温熱環境改善リフォームの対象です（子育て対応リフォームの対象とはなりません）。

- ・テレワークスペースに設置する内窓は、温熱環境改善リフォームの対象です（バリアフリーリフォーム（感染予防対策）の対象とはなりません）。
- ・子供部屋とテレワークスペース共用の室等をリフォームする場合は、子育て対応リフォームの対象です（バリアフリーリフォーム（感染予防対策）の対象とはなりません）。

※ただし、工事部分及びその目的が異なる場合は、複数の基本工事の対象となる場合があります（子供部屋とテレワークスペース共用の室等をリフォームする場合で、床材の張替を子育て対応リフォーム、テレワーク用の造り付けの机の設置をバリアフリーリフォーム（感染予防対策）とすることは可能です）。

4. 補助金交付申請に必要な書類

- ★申請に必要な部数は『1部』です。提出いただいた書類は返却できませんので、あらかじめ「コピー」をお取りください。
- ★記入例・写真撮影例を参考に作成してください。

提出が必要な方	必要な書類
すべての方	補助金交付申請書 記入例 p.17~19 【様式第1号（第一面～第三面）】 ※交付決定後に工事内容が変更となり、 <u>工事費が減額された場合、補助金額は減額となりますが、工事費が増額となった場合でも、補助金額は増額されません。</u>
	工事見積書の内訳証明書 記入例 p.20 【別記様式第1号の2】 ・ 工事業者の住所、会社名、代表者名の記載があること ・ 基本工事・プラス工事の内容・金額が記入されていること ・ 補助対象経費・補助対象外経費が記入されていること ※補助対象内外については「3. 対象工事の要件・補助対象となる経費」を参照ください。 ・ 補助金交付申請書の金額と整合していること ・ 工事業者の市内の住所が確認できるものであること
	対象工事を行う住宅の全景写真(カラー写真) 撮影例 p.22 撮影の注意事項 ・ 居住の用に供されていることが確認できること ・ 撮影日（ <u>申請日前2週間以内</u> ）が記入されていること ※低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は提出書類として認められません。

☆写真の提出方法について☆

- ・申請時は、【全景写真】のみで申請可能です。
（申請日前2週間以内に撮影したものであること）
- ・実績報告時に、【工事前写真】【工事後写真】の両方が必要となります。
【工事前写真】の不足があると、その部分を補助対象にすることができませんので必ず撮影してください。

※工事内容によっては、交付決定時に条件付けがされ、工事中の写真などが必要となる場合があります(P27参照)。撮り忘れると【工事前写真】【工事後写真】があっても補助対象とできない場合がありますのでご注意ください。

工事前写真の撮り方⇒P13,P25,P28～31 工事後の写真の撮り方⇒P14,P26,P28～31 ページ

次ページへ続く...

・・・前ページからの続き(申請時に必要な書類)

<p>併用住宅・併用住戸の場合のみ</p>	<p>居住部分と居住以外の部分が確認できる図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住の用に供する部分の床面積及び居住以外の用に供する部分の床面積が確認できること（平面図及び面積表など） ※専用住宅である場合は不要です。 ※居住部分が住宅全体の半分以下である場合は、対象住宅に該当しないため、補助を受けることはできません。 ※屋根改修工事など、居住部分と居住以外の部分が明確に区分できない共通した部位に係る工事（共通工事）がある場合、共通工事費のうち居住部分の床面積按分の工事費のみが補助対象となります。
<p>一部増築・一部改築・一部減築がある場合のみ</p>	<p>一部増築・一部改築・一部減築工事の床面積と既存部分の床面積が確認できる図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増改減築工事を行う床面積と既存部分の床面積が確認できること（平面図・面積表など） ※増築・改築・減築工事がない場合（床面積に増減がない場合）は不要です。 ※既存部分の床面積の半分を超える増改減築工事費は、補助の対象とはなりません。 ※工事内容が建築基準法など各種法令に適合していることを事前に確認してください。
<p>該当者のみ</p>	<p>その他市長が必要と認める書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ※対象となる住宅や世帯の状況、工事内容などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求めることがあります。 例：床のノンスリップ化に使用する材料のカタログ 断熱改修に使用する材料のカタログ（断熱材一体型の外壁材） 換気機能付きエアコンのカタログ など

5. 実績報告に必要な書類

★申請に必要な部数は『1部』です。提出いただいた書類は返却できませんので、あらかじめ「コピー」をお取りください。

★記入例・写真撮影例・領収書記入例を参考に作成してください。

提出が必要な方	必要な書類
すべての方	実績報告書 記入例 p.23 【様式第5号（第一面）】
	工事の領収書のコピー 参考例 p.24 <ul style="list-style-type: none"> ・発注者（＝申請者）に対して発行された領収書であること ・発行者の名称、所在地（市内の住所）の記入があること ・収入印紙が貼付けされ、消印があること ・ただし書きで、対象工事に係る領収書であることが確認できること ・交付決定後に発行されていること <p style="margin-left: 20px;">※「契約時金」など、工事前の支払いに合理的理由があることが明記された場合は除く</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※申請時に提出した「工事見積書の内訳証明書」の合計金額（税込）との整合が確認できるものとしてください（領収書が複数枚に及び場合、その合計額が「工事見積書の内訳証明書」の合計金額と整合すること）。</p> </div>

次ページへ続く...

【メモ】

・・・前ページからの続き(実績報告時に必要な書類)

提出が必要な方	必要な書類		
すべての方	対象工事を行う箇所の工事前写真(カラー写真) 撮影例 p.25、28～31		
	基本工事	手すりの設置	・手すり設置予定箇所の工事前写真
		段差の改修、スロープの設置	・段差が改善・解消される予定の箇所の工事前写真（段差のある状況が明確に判別できるもの）
		床のノンスリップ化	・ノンスリップ化を予定している床の工事前写真
		通路・開口部の拡幅、建具改修	・拡幅を行う予定の通路・開口部、改修を行う予定の建具の工事前写真
		設備機器のバリアフリー化	・バリアフリー化を予定している設備機器や設置予定場所の工事前写真
		子ども部屋の増築	・増築予定場所の内観及び外観の工事前写真 ※面積や工事内容がわかる平面図を添付下さい
		子ども部屋の改修	・工事を行う全ての箇所（室の床・壁・天井全体を改修する場合は、室の全ての壁面・床面・天井面）の現状写真
		子どもの事故防止工事	・子どもが当事者となる事故の防止、又は被害の軽減を図る工事を予定している箇所の工事前写真
		開口部の断熱改修	・断熱改修を予定している窓等（1箇所ずつ）の工事前写真（窓等の全景・状態が判別できるもの）
外壁、屋根、天井又は床の断熱改修		・断熱改修を予定している全ての箇所の工事前写真	
浴室又は脱衣室の暖房機器設置	・暖房機器を設置する予定の場所の工事前写真		
プラス工事	例) 外壁工事：工事を行う全ての外壁面 内装工事：工事を行う全ての箇所（室の床・壁・天井全体を改修する場合は、室の全ての壁面・床面・天井面）		
撮影の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・居住の用に供されている部分であることが確認できること ・撮影日（申請日から 2 週間前の日付以降～工事着手日前まで）が記入されていること ※申請した工事箇所は全て撮影してください。 ※低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は提出書類として認められません。			

次ページへ続く・・・

・・・前ページからの続き(実績報告時に必要な書類)

提出が必要な方	必要な書類		
すべての方	対象工事が行われた状況が確認できる工事後写真(カラー写真) 撮影例 p.26、28～31		
	・工事前の写真と比較して、対象工事が行われたことが明確に確認できる写真であること		
	基本工事	手すりの設置	・手すりを設置した状況が確認できる写真
		段差の解消、スロープの設置	・段差を改善・解消した状況が確認できる写真
		床のノンスリップ化	・ノンスリップ化を行った床の状況が確認できる写真
		通路・開口部の拡幅、建具改修	・通路・開口部を拡幅した状況、建具を改修した状況が確認できる写真
		設備機器のバリアフリー化	・バリアフリー化を行った設備機器の写真
		子ども部屋の増築	・増築した室の内観及び外観が確認できる写真
		子ども部屋の改修	・工事を行った全ての箇所（室の床・壁・天井全体を改修した場合は、室の全ての壁面・床面・天井面）の改修した状況が確認できる写真
		子どもの事故防止工事	・子どもが当事者となる事故の防止、被害の軽減を図る工事が実施された箇所の状況が確認できる写真
開口部の断熱改修		・断熱改修を行った窓等（1箇所ずつ）の状況が確認できる写真（窓等の全景・状態が判別できるもの） ・改修を行った窓等（1箇所ずつ）の製品型番ラベルや性能ラベル等、断熱性能が確認できる写真等	
外壁、屋根、天井又は床の断熱改修		・断熱改修を行った全ての箇所の状況が確認できる写真 ・断熱改修工事施工中（部位ごと）の状況が確認できる写真	
浴室又は脱衣室の暖房機器設置	・暖房機器の設置を行った状況が確認できる写真		
プラス工事	プラス工事を実施したことが明確に確認できる写真 例) 外壁工事：工事を行った全ての外壁面 内部工事：工事を行った全ての室（室の床・壁・天井全体を改修した場合は、室の全ての壁面・床面・天井面）		
撮影の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・申請した箇所は全て撮影すること。 ・工事前写真とできるだけ同じアングルで撮影すること ※低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は提出書類として認められません。 			

次ページへ続く・・・

…前ページからの続き(実績報告時に必要な書類)

<p>工事後に転居予定で申請した方のみ</p>	<p>下記①又は②のいずれかの書類</p> <p>①住民票の写し(コピー可)^{参考1)}</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者の住所が確認できること 申請日前6ヶ月以内に発行されたもの <p>(基本工事に「子育て対応リフォーム工事」を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学生以下の子どもがいることが確認できること <p>②住民基本台帳の閲覧同意書 記入例 p.21</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者の世帯に係る住民基本台帳の情報について市が閲覧することに同意する記載がされていること 申請者(同意者)本人による自署があること
<p>申請内容に変更があった方のみ</p>	<p>変更の内容が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事見積書の内訳証明書(変更後の対象工事に係る費用の内訳が確認できるもの) ※領収書の金額との整合が確認できるものとしてください。 基本工事の仕様書、プラス工事の仕様書 (変更後の対象工事の室名・工事概要が確認できるもの)
<p>補助金交付決定に際して条件が付されていた方のみ</p>	<p>補助金交付の条件として求められた写真・書類など</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金交付の条件を満たしていることが確認できるもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○補助金交付の条件となった写真(工事中や家具のない状態の工事前写真など)や書類が提出できない場合、その工事の全部又は一部が補助の対象とならない場合があります。</p> <p>○補助金交付の条件書は交付決定通知とともに申請者宛に送付されます。補助金交付決定の内容は申請者・施工業者ともに十分ご確認ください。</p> </div>
<p>該当者のみ</p>	<p>その他市長が必要と認める書類</p> <p>※対象となる住宅や世帯状況、工事内容などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求めることがあります。</p>

★ご注意ください★

○補助金の交付決定後に申請内容に変更が生じた場合でも、変更の手続きは不要ですが、変更部分を補助対象とするには、変更部分の工事前写真も必要となります。

変更部分の工事前写真を撮り忘れてしまった場合は、その変更部分は補助の対象となりませんので、変更が生じた場合は変更部分の撮り忘れが無いよう、確実に工事前写真を撮影してください。

○交付決定後に工事内容が変更となり、工事費が減額された場合、補助金額は減額となりますが、工事費が増額となった場合でも、補助金額は増額されません。

1 ●●●●年●●月●●日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

住所	〒●●●●-●●●● 新潟市●●区●●町●●番●●号	
ふりがな	にいがた たろう	
氏名	新潟 太郎	
電話番号	●●●●-●●●●-●●●●	

新潟市健幸すまいリフォーム助成事業 補助金交付申請書

健幸すまいリフォーム助成事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ありません。

工事場所	3 新潟市 ●●区●●町●●番●●号	
居住の種別	4 <input checked="" type="checkbox"/> 居住	<input type="checkbox"/> 居住予定
住宅の種別	5 <input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅・併用住戸 (面積の過半が居住の用に供されている)
住宅の建て方	6 <input checked="" type="checkbox"/> 一戸建住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅・長屋等
補助対象経費(A)	7 3, 0 0 0, 0 0 0 円	
補助金申請額	8 1 0 0, 0 0 0 円 補助対象経費の1/10 (千円未満切り捨て) 基本工事1種類のみ 上限5万円 基本工事2種類以上 上限10万円	
着手予定年月日	9 ◆◆◆◆年 ◆◆月 ◆◆日	
完了予定年月日	◇◇◇◇年 ◇◇月 ◇◇日	
補助対象要件等に関する確認	<input type="checkbox"/> 申請内容は要綱に定める各条項に適合します。	
確認事項	10 <input type="checkbox"/> 本人及びその世帯員に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。	

(申請者が、申請等事務手続きを代行者に委任する場合はご記入ください。)

下記の者を本申請に係る申請等事務手続きの代行者として委任します。

11

手続代行者	住所	〒950-◆◆◆◆ 新潟市中央区一番堀通町◆◆番◆◆号		
	会社名	柳都建設株式会社		
	ふりがな担当者名	すまい たてぞう 須磨井 建造	電話番号	025-◆◆◆◆-◆◆◆◆

補助金交付申請書の記入例 別記様式第1号(第一面)

すべての方が必要な書類です。

- 申請書類の提出日を記入してください。(窓口で提出日を記入してください。)
※添付書類の全景写真は、申請日(提出日)前2週間以内に撮影したものがが必要です。
- 申請者の現在の住所・氏名・電話番号を記入してください。
※交付決定通知は、この欄に記載された住所に郵送します。
- 工事場所の住所を記入してください。
- 申請者の工事対象住宅への居住の種別を記入してください。
※「居住予定」の場合は、実績報告時に居住したことが確認できる書類(「住民票の写し」(コピー可)又は「住民基本台帳の閲覧同意書」)が必要となります。
- 工事を行う住宅の種別を記入してください。
※戸建住宅において、住宅以外の用途の部分があるものを「併用住宅」、共同住宅・長屋の住戸において、住宅以外の用途があるものを「併用住戸」といいます。
その場合は、居住部分とその他の部分の床面積が確認できる図面が必要となります。
- 工事を行う住宅の建て方を記入してください。(住宅の建て方はp.2をご確認ください。)
- 補助対象経費を記入してください。(【内訳証明書】の「補助対象経費 小計(A)」と同じ額になります。)
- 補助金申請額を記入してください。
基本工事1種類のみ場合は上限額5万円、2種類以上場合は上限額10万円になります。
※交付決定後に工事内容が変更となり、工事費(補助対象経費)が減額された場合、補助金額は減額となりますが、工事費(補助対象経費)が増額となった場合でも、補助金額は増額されません。
- 工事の着手予定年月日・完了予定年月日を記入してください。
※申請受付から交付決定まで概ね2週間程度かかります。余裕をもった予定としてください。
※2023年3月15日(水)までに実績報告書の提出がない場合、補助金は交付されません。
- 下記補助要件を確認の上、し点を記入してください。
 - 申請者及び工事を行う住宅はいずれも、過去に本事業、子育て・高齢者支援健幸すまいリフォーム助成事業、空き家活用推進事業(ただし、流通促進タイプ(跡地活用)を除く)、空き家活用リフォーム推進事業、U・I・J支援にいがたすまいリフォーム助成事業の補助金交付を受けていません。また、受ける予定はありません。
 - 同じ見積もりの中に市の他の助成事業が含まれている場合は、本申請の対象工事と市の他の助成事業の対象工事は重複していません。
 - 本人及びその世帯員に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。
 - 自ら居住している又は居住する予定の住宅において対象工事を行う個人です。
 - 店舗、事務所その他居住の用に供する以外の部分がある場合(併用住宅・併用住戸)は、床面積の過半以上が居住の用に供されています。
 - 申請者以外に対象工事を行う住宅の所有者がいる場合は、他の所有者から補助事業の実施について承諾を受けています。
 - 交付決定を受けた後に対象工事に着手し、期限までに実績報告書を提出します。
 - 要綱第14条の規定により、交付決定の取消しに係る部分に関し既に交付された補助金の返還を命じられた場合は、定められた期限までに返還します。
 - 補助事業における経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該工事の完了した会計年度の終了後5年間保存します。
 - 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等の耐用年数を勘案して適当な期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保にすることはありません。
 - 市長が必要と認めた場合は、その求めに応じ、補助事業に係るアンケート、報告、資料の提出、担当職員による現地調査等に協力します。
 - 基本工事に係る機器及び材料は未使用品です。
- 手続きを代行者に委任する場合は記入してください。
※不備があった場合すみやかに対応いただくため、「日中連絡が取れる電話番号」を記入してください。一定期間対応のない場合は、不交付決定となり補助金が交付されない場合があります。

基本工事に係る仕様書

＜バリアフリーリフォーム工事＞

バリアフリーリフォーム工事	
箇所名	工事概要
1階便所	<input checked="" type="checkbox"/> 手すり設置(<u>1</u> 箇所) <input type="checkbox"/> 段差解消・スロープ設置 <input type="checkbox"/> 床ノリスリップ <input type="checkbox"/> 通路・開口幅拡張 <input type="checkbox"/> 設備機器のバリアフリー <input type="checkbox"/> その他のバリアフリー(内容及び理由) ()
浴室	<input type="checkbox"/> 手すり設置(<u> </u> 箇所) <input checked="" type="checkbox"/> 段差解消・スロープ設置 <input type="checkbox"/> 床ノリスリップ <input type="checkbox"/> 通路・開口幅拡張 <input checked="" type="checkbox"/> 設備機器のバリアフリー <input type="checkbox"/> その他のバリアフリー(内容及び理由) ()
	<input type="checkbox"/> 手すり設置(<u> </u> 箇所) <input type="checkbox"/> 段差解消・スロープ設置 <input type="checkbox"/> 床ノリスリップ <input type="checkbox"/> 通路・開口幅拡張 <input type="checkbox"/> 設備機器のバリアフリー <input type="checkbox"/> その他のバリアフリー(内容及び理由) ()

1

＜温熱環境改善リフォーム工事(窓等の断熱改修工事・外壁、屋根、天井又は床の断熱改修工事)＞

窓等の断熱改修	
要件確認	<input checked="" type="checkbox"/> 外気に面した窓の工事で、改修後の窓の熱貫流率[W/m ² ・K]が4.65以下です。
室名(改修部分すべてを記載)	改修内容
和室(内窓設置)、居間(外窓交換、内窓設置)	<input checked="" type="checkbox"/> 内窓設置(<u>2</u> 箇所) <input checked="" type="checkbox"/> 外窓交換(<u>1</u> 箇所) <input type="checkbox"/> ガラス交換(<u> </u> 枚)
外壁、屋根、天井又は床の断熱改修	
要件確認	<input checked="" type="checkbox"/> 外気に面する外壁、屋根、天井又は床の部位全体に断熱材を用いる工事です。工事に使用する断熱材は、熱伝導率[W/(m・K)]が0.052以下のノンフロン製品です。
室名(改修部分すべてを記載)	改修内容
居間	<input checked="" type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 天井 <input checked="" type="checkbox"/> 床
※全体的に行う場合「全体」と記載	
暖房機器設置工事	
要件確認	<input checked="" type="checkbox"/> 新たに固定式の暖房機器を設置する工事です。
改修内容	<input type="checkbox"/> 浴室(<u> </u> 箇所) <input checked="" type="checkbox"/> 脱衣室(<u>1</u> 箇所)

2

補助金交付申請書の記入例 別記様式第1号(第二面)

すべての方が必要な書類です。

1

住宅内部のバリアフリーリフォーム工事を行う場合は、その室名および工事概要を記入してください。
 ※工事を行う予定の室(1室ずつ)について記入してください。
 ※「室名」欄は、〇階〇〇室などのように記入し、写真と整合の取れたものとしてください。
 ※屋外(敷地内)で行うバリアフリーリフォーム工事の場合、「室名」欄にはその場所を記入してください。
 ※「工事概要」欄は、該当する選択肢に✓してください。
＜設備機器のバリアフリー＞に該当するユニットバスへの取換えの場合の記入方法
 ・「設備機器のバリアフリー」に✓してください。
 ・「手すり設置」「段差解消・スロープ設置」「床ノリスリップ」「通路・開口幅拡張」(建具改修含む)の中から該当する選択肢に✓してください。
 ※「手すり設置」に✓し、手すりを新設する場合は増える手すりの数を、性能向上を目的とする交換の場合は、交換する手すり数を()内に記入してください。
 ※「その他のバリアフリー」に✓した場合は()内に内容及び理由を記入してください。
＜その他のバリアフリー＞の内容及び理由の記入例
 ・洗面台の水洗器具を握る動作が困難となった高齢者がおり、水洗器具をレバーハンドルへ取り替える
 ・車いすを利用する者がおり、洗面台を車いすでも使用できるタイプへ取り替える
 ・新型コロナウイルス感染予防を目的としてテレワークスペースの整備、換気設備の設置、非接触型設備の設置(詳細はp.4をご確認ください。)のいずれかの工事を行う場合は、その工事内容を記入してください。
 例) 新型コロナウイルス感染予防のため、間仕切り壁を設置してテレワークスペースを整備する
 新型コロナウイルス感染予防のため、水栓をタッチレス水栓に取替える 等
 ※居住する家族の中に高齢者、障がい者、中学生以下の子ども若しくは妊娠している方などがあるなど、日常生活における移動や動作を安全又は容易にするために、どのような理由でどのような工事を行うのかを記入してください。

2

温熱環境改善リフォーム工事をする場合は、その室名および工事概要を記入してください。
 ※工事を行う予定の室(1室ずつ)について記入してください。
 ※「室名」欄は、〇階〇〇室などのように記入し、写真と整合の取れたものとしてください。
 ※「工事概要」欄は、該当する選択肢に✓してください。
＜窓等の断熱改修工事＞の記入方法
 ※窓等の断熱改修工事(基本工事)は、改修後の窓等の熱貫流率が4.65w/m²・K以下である必要があります。
 ※「内窓設置」に✓した場合は()内に新たに設置する内窓又は交換する内窓の数を記入してください。
 ※「外窓交換」又は「ガラス交換」に✓した場合は()内に交換する外窓等の数、又はガラスの枚数を記入してください。
＜外壁、屋根、天井又は床の断熱改修工事＞の記入方法
 ※外壁、屋根、天井又は床の断熱改修工事(基本工事)は、外気に面する外壁、屋根、天井又は床の部位全体に断熱材を用いる工事であり、使用する断熱材は所定の規格に適合している必要があります。
 ※「室名」欄は、断熱改修工事の施工部位(外壁、屋根、天井又は床)が面している室名を記入し、断熱改修工事を行う部位に✓してください。
＜浴室又は脱衣室の暖房機器設置工事＞の記入方法
 ※浴室又は脱衣室の暖房機器設置工事(基本工事)は新たに固定式の暖房機器を設置する工事である必要があります。
 ※暖房機器の老朽化等による取替工事は、補助対象外となります。
 ※「脱衣室」又は「浴室」に✓し、()内に新たに設置する暖房機器数を記入してください。

基本工事・プラス工事に係る仕様書

子育て対応リフォーム工事

要件の確認		<input checked="" type="checkbox"/>	主に中学生以下の子どもが使用する室等の工事、又は子どもが使用する部分における子どもの事故を防止する目的の工事です。
室名		工事概要	
I 子ども部屋（1） <input type="checkbox"/> 増築 <input checked="" type="checkbox"/> 内部改修	床	フローリング貼替	
	壁	クロス貼替	
	天井	クロス貼替	
	その他	建具交換	
I 子ども部屋（2） <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 内部改修	床		
	壁		
	天井		
	その他		
II 階段	<input checked="" type="checkbox"/> 子どもの事故防止工事（内容及び理由） 〔 落下防止のため、侵入防止策を設置する（2か所） 〕		

1

居住環境等の維持・向上を図るための住宅リフォーム工事の内容

プラス工事

外部工事 種別	工事概要	
① 屋根リフォーム	塗装	
② 外壁リフォーム	全面張替	
③		
④		
内部工事 室名	改修部位	工事概要
⑤ 2階和室	床	畳をフローリングに貼替
	壁	クロス貼替
	天井	クロス貼替
	その他	
⑥ 2階トイレ	床	
	壁	
	天井	
	その他	便器入替、手洗い場新設
⑦ 脱衣室	床	クッションフロア貼替
	壁	
	天井	
	その他	洗面台入替

2

補助金交付申請書(基本工事に係る仕様書)の記入例・別記様式第1号(第三面)

すべての方が必要な書類です。

1

子育て対応リフォーム工事を行う場合は、該当する選択肢に✓し、工事概要を記入してください。
 ※子育て対応リフォーム工事（基本工事）は主に子どもが使用する室等の工事、又は子どもが使用する部分における子どもの事故を防止する目的の工事である必要があります。
「子どもが使用する室等の工事」の内容及び理由の記入例
 ※子ども部屋の工事を行う場合は、該当する選択肢に✓し、工事概要を記入して下さい。
 ア) 子ども部屋の増築を行う場合は、面積及び工事内容のわかる平面図を添付してください。
 イ) 子ども部屋の内部改修（既存の子ども部屋、若しくは改修後子ども部屋になる室内の改修）を行う場合は、改修工事を行う全ての子ども部屋について、改修部位および工事概要を記入してください。
「事故の防止又は被害の軽減を図ることが主たる目的の工事」の内容及び理由の記入例
 ※子どもが使用し、当事者となる事故の防止、被害の軽減を図ることが主たる目的の工事を行う場合は、「子どもの事故防止工事」に✓して、〔 〕内に内容及び理由を記入してください。
 ※子どもにとって、どのような危険があり、どのような工事を行うのか、その内容と理由を記入してください。
 例：子どもが2階の寝室の窓から落下しないよう、窓（3箇所）に落下防止手すりを設置する。

2

プラス工事を行う方は記入が必要です。

プラス工事を行う場合は、その室名および工事概要を記入してください。
「外部工事」の内容及び理由の記入例
 ※外部の住宅リフォーム工事を行う場合は、その工事種別および工事概要を記入してください。
 ※「屋根リフォーム」及び「外壁リフォーム」以外の工事を行う場合、「工事種別」の空欄に工事の種別を記入してください。
 ※「工事概要」欄は、その工事の概要を記入してください。
 工事種別・工事概要の記入例
 ・一部改築：1階和室1を除却し、洋室へ改築
 ・一部減築：2階部分を全て減築し、階段を物置へ改修
 ・庇改修：既存玄関庇を撤去し、新設
「内部工事」の内容及び理由の記入例
 ※内部の住宅リフォーム工事を行う場合は、改修工事を行う全ての室について、その室名及び工事概要を記入してください。
 ※「室名」欄は、〇階〇室などのように記入し、写真と整合の取れたものとしてください。
 （室名が工事前後で変わる場合は、「〇階〇室→〇階△△室」のように記載してください。）
 ※「改修部位」欄の「その他」は、床・壁・天井以外の、設備や建具などが該当します。
 ※「工事概要」欄は、その室・部位で行う工事の概要を記入してください。
 工事概要の記入例
 ・流し台取替え
 ・建具取替え

※書ききれない場合は、必要に応じて様式をコピーして記入するか、別紙に同様の内容を記入して添付してください。

工事見積書の内訳証明書

1 ●●●●年●●月●●日

(宛先) 新潟市長

(工事業者) 住 所 新潟市中央区一番堀通町◆◆番◆◆号
 2 会 社 名 柳都建設株式会社
 代表者名 柳都 太郎

3 申請者 新潟 太郎 様の健康すまいリフォーム助成事業の申請に係る工事の内容及び工事費の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

工事の内容及び内訳明細表

補助対象経費	
基本工事（バリアフリーリフォーム・子育て対応リフォーム・温熱環境改善リフォーム）	
工事種別	金額
手すり設置	50,000 円
段差解消・スロープ設置	円
床ノンスリップ	円
通路幅・開口幅の改修・建具改修	円
設備機器のバリアフリー化	300,000 円
その他のバリアフリーリフォーム工事	100,000 円
子ども部屋の増築・子ども部屋の内部改修・子どもの事故防止工事	200,000 円
窓の断熱改修工事	100,000 円
外壁・屋根・天井・床の断熱改修工事	円
浴室・脱衣室の暖房機器設置工事	円
基本工事 小計（ア）	750,000 円
プラス工事（その他のリフォーム工事）	
工事種別	金額
屋根改修	円
外壁改修	円
	950,000 円
	300,000 円
	1,000,000 円
	円
	円
プラス工事 小計（イ）	2,250,000 円
補助対象経費小計（A）（ア+イ）	3,000,000 円
補助対象外経費	
補助対象外の項目	金額
市その他の助成事業の補助金の交付を受けている又は受ける予定のもの	300,000 円
その他	円
補助対象外経費小計（B）	300,000 円
合計（A+B）	3,300,000 円
消費税	330,000 円
見積額 合計	3,630,000 円

工事見積書の内訳証明書の記入例 ・ ・ ・ ・ ・ 別記様式第1号の2

すべての方が必要な書類です。

- 1 本書類を作成した日付を記載してください。
※申請書一面の日付と同一とする必要はありません。
- 2 工事見積書を作成した（請負契約した）工事業者から、本事業の補助金に係る工事の内容、工事費等の内訳及び申請の内容を証明いただくものです。
※新潟市内の住所が確認できるものとしてください。
- 3 申請者名を記入してください。
- 4 基本工事（バリアフリーリフォーム工事・子育て対応リフォーム工事・温熱環境改善リフォーム工事）に係る工事種別、工事費の内訳及び合計額を記入してください。
※工事種別ごとに補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額は除く。）の金額及びその小計を記入してください。
※基本工事に係る仕様書【別記様式第1号（第二面）（第三面）】の内容と整合の取れたものとしてください。
なお、ユニットバスへの取換えの場合は、「設備機器のバリアフリー化」の欄に、工事一式の金額を記入してください。
※基本工事（バリアフリー・子育て対応・温熱環境改善）は本補助金の要件（必須）であるため、金額が0円の場合は、交付決定できません。
- 5 プラス工事（その他のリフォーム工事）に係る工事種別、工事費の内訳及び合計額を記入してください。
※工事種別ごとに補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額は除く。）の金額及びその小計を記入してください。（工事種別の選択肢に該当しない場合は、空欄に適宜記入してください。）
※プラス工事に係る仕様書【別記様式第1号（第三面）】の内容と整合の取れたものとしてください。
- 6 基本工事とプラス工事の補助対象経費の合計金額（ア+イ）を記入してください。
- 7 補助対象外経費（税抜き）を記入してください。
※補助対象外となる経費の金額及びその小計を記入してください。
※市その他の補助金の欄には、当該補助金を受ける工事の「補助対象経費」を記入してください。
例えば、市その他の事業で10万円（補助率1/2以内）の補助金を受けている場合、金額欄に記入する額は20万円以上の額（補助対象となっている工事部分で、部位・項目として区分される工事費の合計）となります。
- 8 補助対象経費と補助対象外経費の合計金額、消費税及び見積額合計（税込工事費）を記入してください。
※消費税の切り上げ・切り捨ては指定していません。
※「合計（A+B）」「消費税」「見積額 合計」は、実績報告時に提出する領収書（複数枚の場合は各項目ごとの合計）に記載されるものと整合の取れるものとしてください。（変更があった場合は除く。）

住民基本台帳の閲覧同意書の記入例

住民票の写しの代わりに必要な書類です。
(住民票の写しを添付する場合は不要です)

住民基本台帳の閲覧同意書

(宛先) 新潟市長

1 ●●●●年●●月●●日

(同意者)

住所	〒●●●●-●●●● 新潟市●●区●●町●●番●●号
ふりがな	にいがた たろう
氏名	新潟 太郎
生年月日	●●●●年●●月●●日

2

※必ず同意者本人が自署してください。

【注意】同意者の住所・氏名等の記入について

- 同意者(申請者等)の住所・氏名等は、本人が直筆で記入していただく必要がありますのでご注意ください。
- 本人の直筆でないもの・印字されたものは認められません

【注意】提出時期について

- 実績時までには居住予定の場合は、実績報告時に提出してください。

1

本書類を作成した日付を記入してください。

※補助金交付申請書【別記様式第1号(第一面)】、又は実績報告書【別記様式第5号(第一面)】の日付と同一とする必要はありません。

2

同意者(申請者等)の住所・氏名・生年月日(和暦・西暦どちらでも可)を記入してください。

※生年月日は本人確認のために必要な情報ですので、必ず記入してください。

私は、新潟市健幸すまいリフォーム助成事業補助金の申請内容の審査に必要な私及び同一世帯員に係る住民基本台帳の情報について、市が閲覧することに同意します

〔閲覧する範囲〕

同意者及び同一世帯員の住民基本台帳の下記情報			
(1) 氏名カナ	(2) 氏名漢字	(3) 生年月日	(4) 住定日
(5) 住所	(6) 方書	(7) 通称カナ	(8) 通称漢字
(9) 続柄			

※申請書に住民票の写しを添付する場合、本同意書は不要です。

事務処理欄※この表には記載しないでください。	
子育て対応 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
確認1	確認2
印 /	台帳入力 <input type="checkbox"/> 印 /

全景写真(補助金交付申請時)の写真撮影例

すべての方が必要な書類です。

【注意】写真撮影について(共通)

- 写真は対象物が明確に確認できるものとしてください。
- 写真の大きさはL判程度としてください。
- 写真が小さすぎる、ぼやけている、かすれている、逆光、暗いなどにより状況確認ができない場合は、申請の受付ができません。
- 白黒写真は認められません。必ずカラーで撮影・提出してください。

1 撮影日を記入してください。

※申請書提出日(申請書作成日ではありません。)の前 2週間以内に撮影された写真に限ります。
※写真に撮影日が印字されている場合は記入不要です。

2 住宅の全景の写真を撮影してください。

※住宅であること、または併用住宅であることを確認するためのものです。

※申請書に添付する全景写真は1枚で結構です。

1 撮影日 : ●●●●年●●月●●日



住宅の全景

(宛先)新潟市長

1 年 月 日

(申請者)

住所	〒 区 町 番 号
ふりがな	にいがた たろう
氏名	新潟 太郎
電話番号	090- -

新潟市健幸すまいリフォーム助成事業
実績報告書

3 20年 月 日付新住〇第 号の2で交付決定のあった健幸すまいリフォーム助成事業補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

項目	金額						単位	備考
交付決定額	4	1	0	0	0	0	円	交付決定通知書に記載の額
補助対象経費(A)	5	3	0	0	0	0	円	交付申請時から補助対象経費または総額に変更がある場合、内訳証明書を再添付
交付算定額	6	1	0	0	0	0	円	交付決定額または、変更後の補助対象経費(A)÷10(千円未満切り捨て)のいずれか小さい額を記載
着手年月日	7	20	年	◆	月	◆	日	
完了年月日	8	20	年	◇	月	◇	日	(工事完了日または支払完了日のいずれか遅い日)

補助金の交付先(振込先)	金融機関名	新潟 柳下町 支店
	預金種類・口座番号	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 第 1 1 1 1 1 1 1 号 <input type="checkbox"/> 当座 (右詰めで記入)
	フリガナ	ニイガタ タロウ
	名義人	新潟 太郎

※振込先の名義人は原則として、申請者と同一としてください。

実績報告書の記入例 別記様式第5号(第一面)

すべての方が必要な書類です。

【注意】申請内容の変更について

・申請内容に変更が生じた場合は、実績報告書に変更内容が確認できる書類の添付が必要になります。(p.15参照)

- 1 実績報告書類の提出日を記入してください。(窓口で提出日を記入してください。)
- 2 申請者の実績報告時の住所・氏名・電話番号を記入してください。
※申請時に居住予定だった場合、実績報告時には居住予定住所(工事場所)に居住している必要があります。
- 3 交付決定通知書の右上に記載された日付・番号を記入してください。
- 4 交付決定通知書に記載された「交付決定額」を記入してください。
- 5 「補助対象経費(A)」を記入してください。
※交付決定通知書に記載された額、又は申請時の金額から変更があった場合は内訳証明書を再添付し、変更後の金額を記載してください。
- 6 「交付算定額」を記入してください。
※「交付決定額」又は「補助対象経費(A)÷10(千円未満切り捨て)のいずれか小さい額を記載してください。
※「交付算定額」は「交付決定額」を超えることはできません。
- 7 補助対象工事に着手した日付を記入してください。
※「交付決定日」より前の日付の場合、事前着手となり補助金交付ができません。
- 8 事業が完了した日付を記入してください。
※領収書の発行日又は工事完了日のいずれか遅い日を記入してください。
- 9 補助金の交付先を記入してください。(口座振込みとなります。)
※振込みは、原則として申請者名の口座となります。
※申請者名以外の口座に振り込みを希望する場合は、別途書類が必要となりますのでお問合せください。

領収書の参考例

すべての方が必要な書類です。

【注意】領収書について

- ・本事業に係る工事の履行、発注者（申請者）と受注者（工事業者）との間で金銭の授受が確実に行われていることを確認するための書類になります。
- ・振込明細書等では当該対象工事に係る支払いであるか確認できないため、領収書の代替書類としては認められません。

領収書は以下の内容が確認できるものとしてください。

- 1 年月日**
 - ・領収書の発行日（工事代金の領収日）を記載（原則として交付決定通知日以後であること※）
 - ※「契約時金」等、交付決定日前に発行されたことに対し、合理的理由があることが明記された場合は除きます。
- 2 宛名**
 - ・発注者（＝申請者）宛になっていること
- 3 金額及び支払い内容**
 - ・但し書きで、当該対象工事に係る支払いであることが確認できること
 - ・補助金申請時に提出いただいた「工事見積書の内訳証明書」の合計金額（税込）との整合が確認できること
 - ※補助金申請時から変更が生じた場合は、「変更後の工事見積書の内訳証明書」の合計金額との整合が確認できるものとしてください。
- 4 発行者**
 - ・市内の住所が確認できること
- 5 収入印紙**
 - ・消印が押してあること
 - ※「金額が5万円未満（税抜）の領収書の場合」、「収入印紙が不要である旨が分かる記述がある場合」、「クレジット払いの記述がある場合」は不要です。

収入
印紙

領 収 書

1 ●●年●●月●●日

2 健幸 住宅 様

3 **¥ 5,500,000**（税抜金額 5,000,000）

但し、バリアフリーリフォーム工事及びその他のリフォーム工事代として上記金額正に領収いたしました。

4 新潟県新潟市中央区一番堀通町●●
電話／025-●●●●-●●●●
柳都建設株式会社

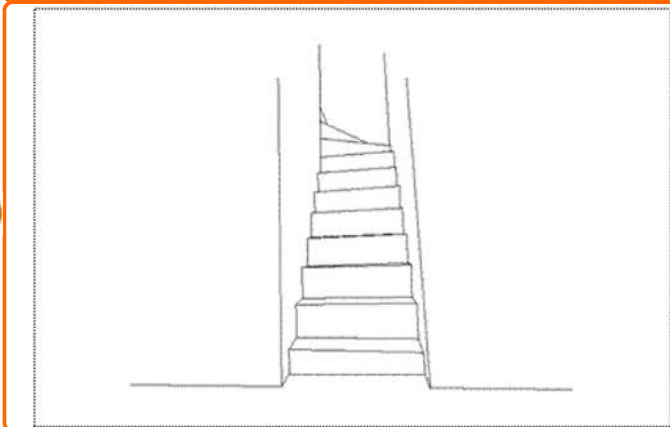
1 撮影日 : ●●●●年●●月●●日

2



改修予定場所
(便所)

3



改修予定場所
(階段)

4



改修予定場所
(窓)

工事前写真(実績報告時)の写真撮影例

すべての方が必要な書類です。

【注意】工事前写真について

- ・申請された改修工事の対象箇所を確認するためのものです。
- ・申請時に提出した仕様書、又は改修場所の変更に伴い再提出した仕様書(【別記様式第1号(第二面)】【別記様式第1号(第三面)】)に記載した対象工事箇所全ての「工事前写真」が必要です。
(例:内装改修工事(床1面・壁4面・天井1面)→各面の「工事前写真」計6枚)
- ・間取りの大幅な変更を行うなど、住宅全体の全面的な改修を行う場合は、改修前の居室を全室撮影してください。
- ・工事前写真がない部分は、申請していても補助対象とすることができません。
- ・工事内容によっては、工事中の写真を求める場合があります。
- ・家具、家電や敷物、カーテン等遮蔽物の無い状態で撮影してください。対象工事箇所が確認できない場合、補助対象とすることができません。

1

撮影日を記入してください。

※申請書提出日(申請書作成日ではありません。)の2週間前の日付以降～工事着手日前に撮影された写真に限ります。

※写真に撮影日が印字されている場合は記入不要です。

2

≪写真の撮影例:手すり設置工事【基本工事(バリアフリー)】≫

手すりの設置を予定している部分の写真を撮影してください。

※設置位置が未定である場合には、想定される位置をあらかじめ全て撮影してください。

3

≪写真の撮影例:子供侵入防止柵設置工事【基本工事(子育て対応)】≫

柵の設置を予定している部分の写真を撮影してください。

※設置位置が未定である場合には、想定される位置をあらかじめ全て撮影してください。

4

≪写真の撮影例:開口部の断熱改修工事【基本工事(温熱環境改善)】≫

断熱改修を予定している窓等(1ヶ所ずつ)の写真を撮影してください。

※カーテン・障子・ブラインド等がない状態で撮影して下さい。

※窓等の断熱改修が行われていないこと、交付決定前に着手していないこと、外気に接する窓であること等が確認できるように撮影してください。

【注意】工事後写真について

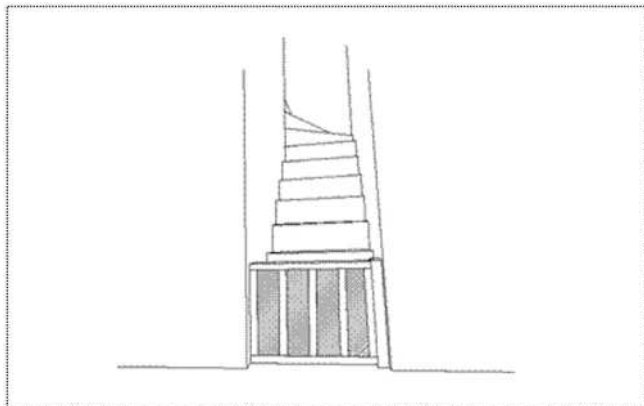
- ・改修工事が申請のとおり実施されたことを確認するためのものです。
- ・申請時に提出した仕様書【別記様式第1号（第二面）】【別記様式第1号（第三面）】に記載した対象工事箇所全ての「工事後写真」が必要です。
（例：内装改修工事（床1面・壁4面・天井1面）→各面の「工事後写真」計6枚）
- ・工事前写真と同じアングルで撮影するなど、工事前後の状況が比較できる写真としてください。
- ・間取りの大幅な変更を行うなど、住宅全体の全面的な改修を行う場合は、改修後の居室を全室撮影してください。
- ・家具、家電や敷物、カーテン等遮蔽物の無い状態で撮影してください。対象工事箇所が確認できない場合、補助対象とすることができません。

1



改修後
(便所手摺設置)

2



改修後
(階段柵設置)

3



改修後
(内窓設置)

1

「写真の撮影例：手すり設置工事【基本工事（バリアフリー）】」
手すりを設置した写真を撮影してください。

2

「写真の撮影例：子供侵入防止柵設置工事【基本工事（子育て対応）】」
柵の設置をした写真を撮影してください。

3

「写真の撮影例：開口部の断熱改修工事【基本工事（温熱環境改善）】」
改修後の窓（1箇所ずつ）が確認できる写真を撮影してください。
※窓の断熱改修が申請のとおり実施されたことを確認するためのものです。
※申請時提出した写真と同じ角度、視点から撮影してください。

交付決定の条件写真(実績報告時)の撮影例

一部の方が必要な書類です。

工事内容によって「工事前写真」「工事後写真」の他に、施工を確認するための写真を追加で求めることがあります。

《条件写真の一例》

工事内容	条件写真	写真例
内窓の設置 (基本工事)	内窓と外窓が明確にわかる写真	内窓と外窓の両方の鍵が確認できる拡大写真 障子風の内窓のみを開けた写真等
外窓の交換 (基本工事)	断熱性能が確認できる写真	製品名、省エネ等級等が記載されたラベルシールの拡大写真
ガラスの交換 (基本工事)	断熱性能が確認できる写真	複層ガラスであることが確認できる拡大写真 窓の断熱性能を表示した伝票が貼ってあるガラスの写真等
断熱改修工事 (基本工事)	施工が確認できる写真	断熱材を入れている工事中的の写真
塗装工事 (プラス工事)	施工が確認できる写真	塗装中の写真 (業者や塗料と一緒に写っているもの)



内窓設置

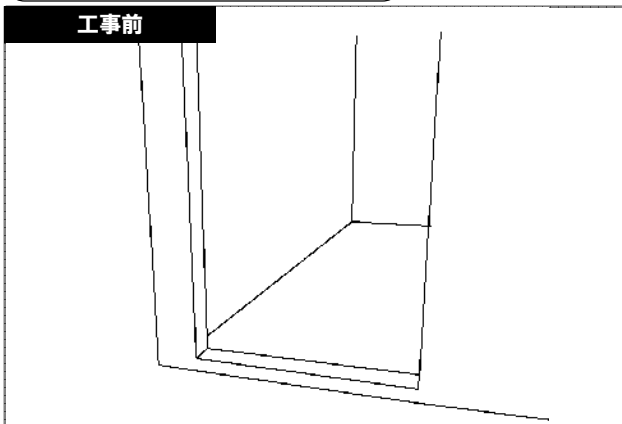


外窓設置（製品名ラベルシール拡大） ガラス交換（複層ガラス拡大）

基本工事(バリアフリー工事)の写真撮影例

例1 段差解消工事

工事前

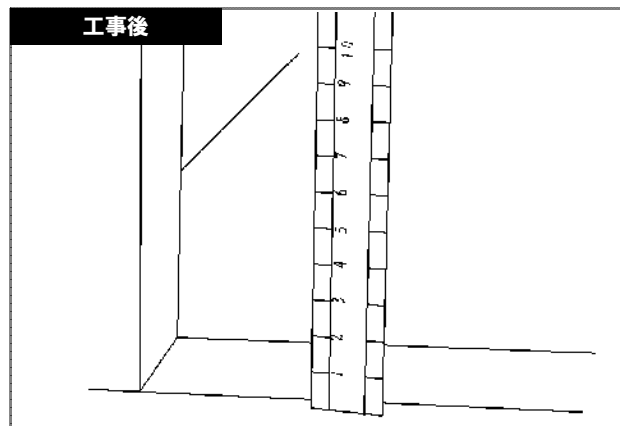


段差の撮影のポイント

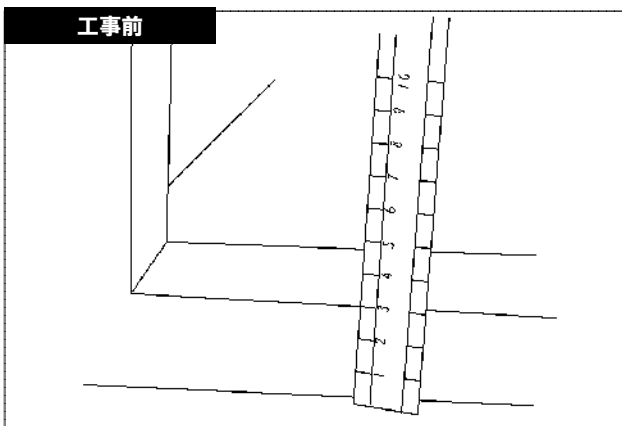
【工事前写真】

- 段差の大きさや位置が分かるように撮影してください。
- 段差を横から撮影すると、大きさがよりわかりやすくなります。
- 必要に応じ、段差のアップ写真を撮影する、メジャーを当てて段差の大きさを撮影するなど、工夫をしてください。

工事後



工事前

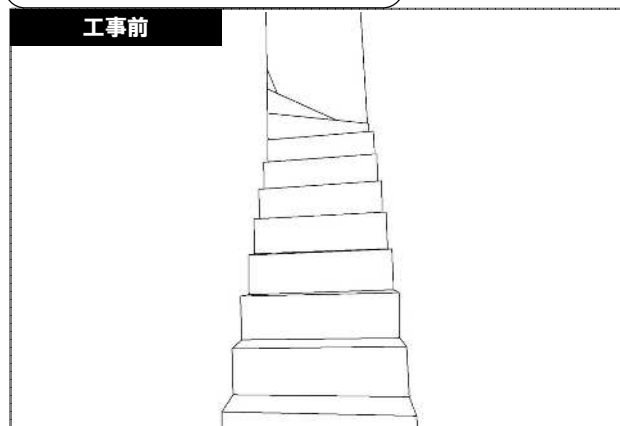


手すりの撮影のポイント

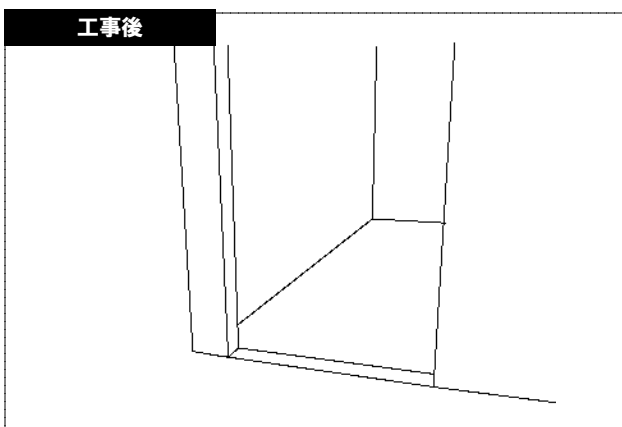
【工事前の写真】

- 手すりを設置する位置を撮影してください。
- 階段の左右どちらに設置するかが未定な場合は、あらかじめ両方の壁面を撮影してください。

工事前



工事後

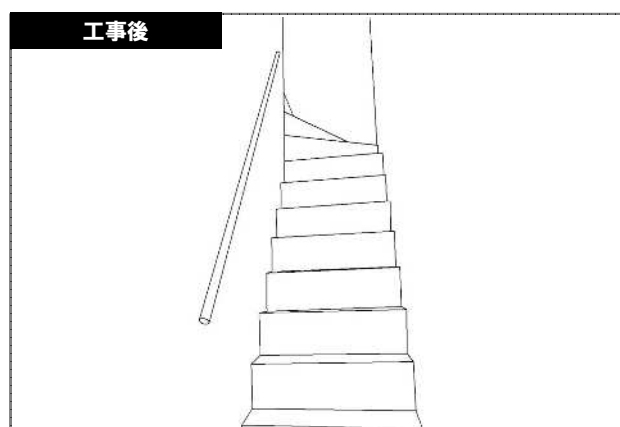


段差の撮影のポイント

【工事後の写真】

- 段差が解消された状況がわかるように撮影してください。
- 工事前の写真と同じ角度で撮影してください。

工事後



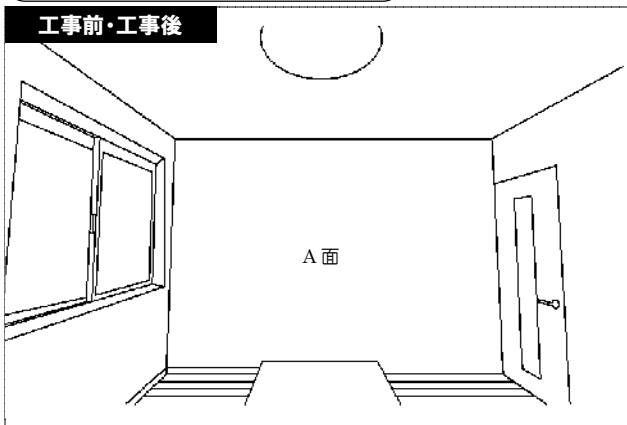
手すりの撮影のポイント

【工事後の写真】

- 手すりを設置した位置を撮影してください。
- 工事前の写真と同じ角度で撮影してください。

プラス工事の写真撮影例

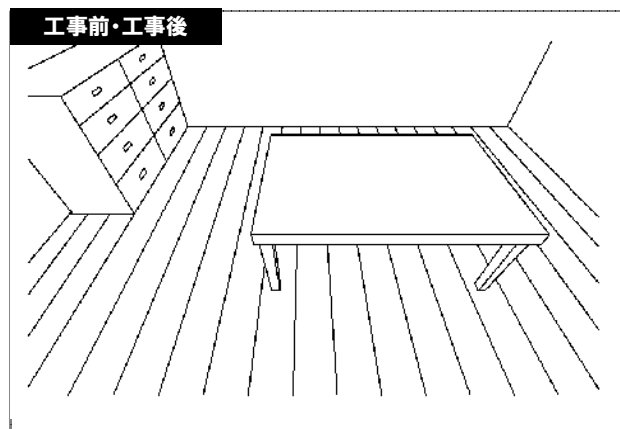
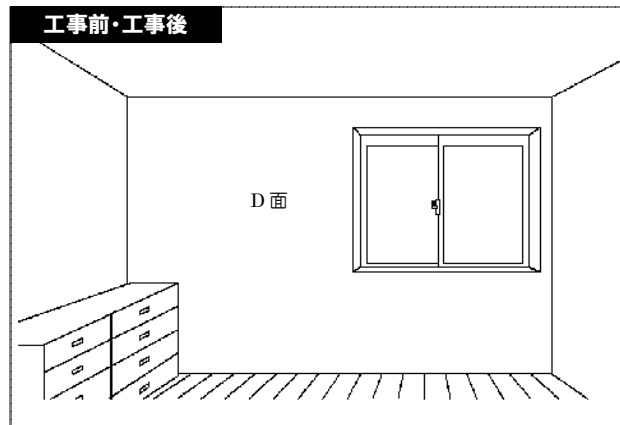
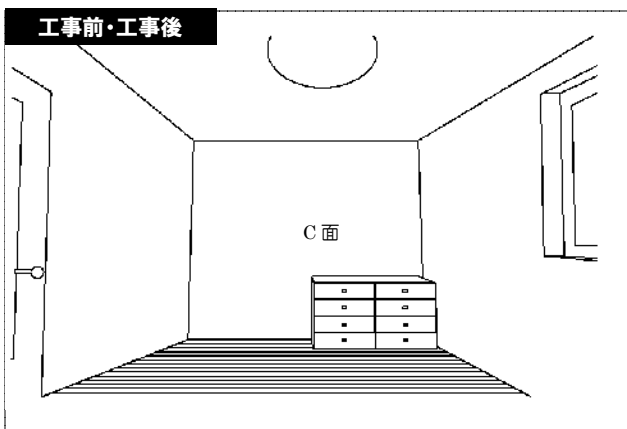
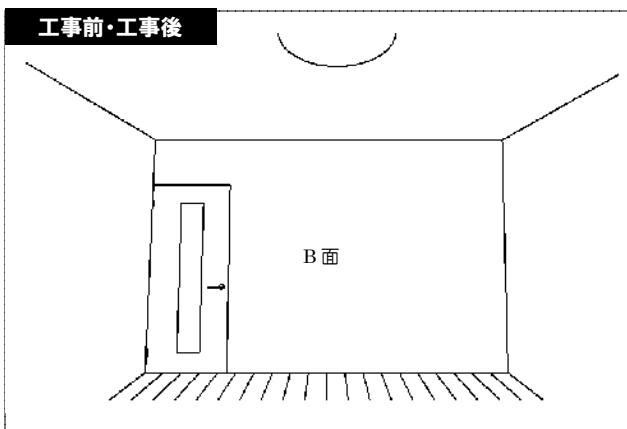
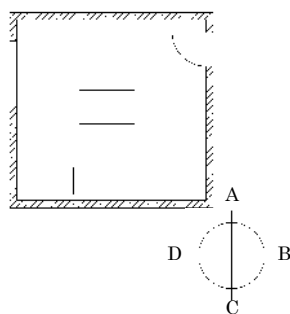
例 1 内装改修工事(壁・床・天井)



壁の撮影のポイント

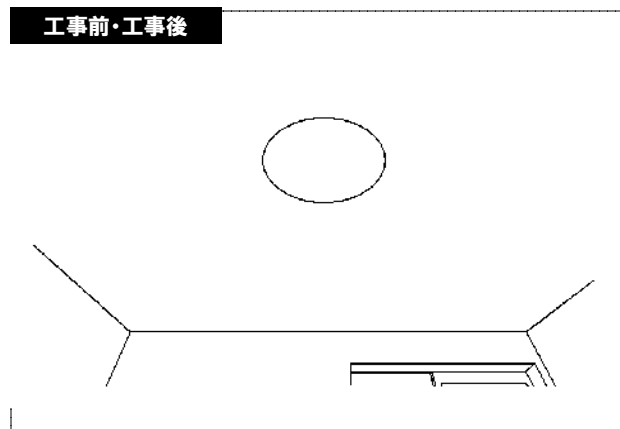
- 【工事前・工事後の写真】
- 改修工事を行う壁を、一面ずつ、撮影してください。
 - 可能な限り、壁全体を撮影してください。
 - 壁面が一枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割してもかまいません。
 - 必要に応じ、平面図や撮影方向のメモを記載してください。

(例)



床の撮影のポイント

- 【工事前・工事後の写真】
- 壁と同様、可能な限り、床の全体を撮影してください。
 - 床面が一枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割してもかまいません。
 - 床に、ゴザやカーペット等の敷物がある場合は、敷物をはがした状態の写真を撮影してください。



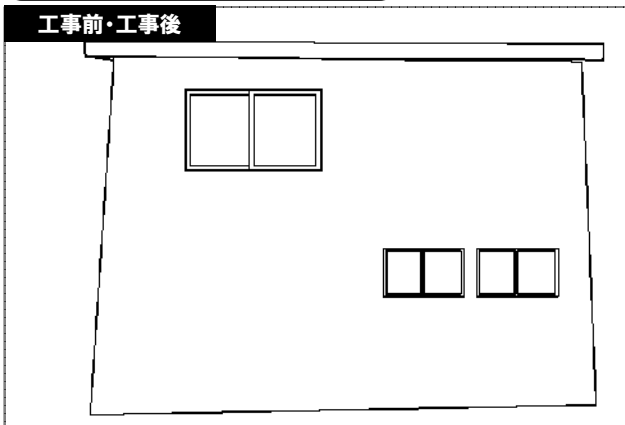
天井の撮影のポイント

- 【工事前・工事後の写真】
- 壁や床と同様、可能な限り、天井の全体を撮影してください。
 - 天井面が一枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割してもかまいません。

プラス工事の写真撮影例(続き)

例2 外壁・屋根改修工事

工事前・工事後

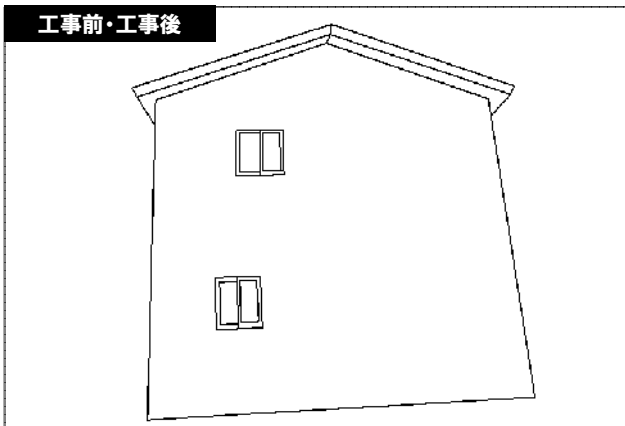


外壁の撮影のポイント

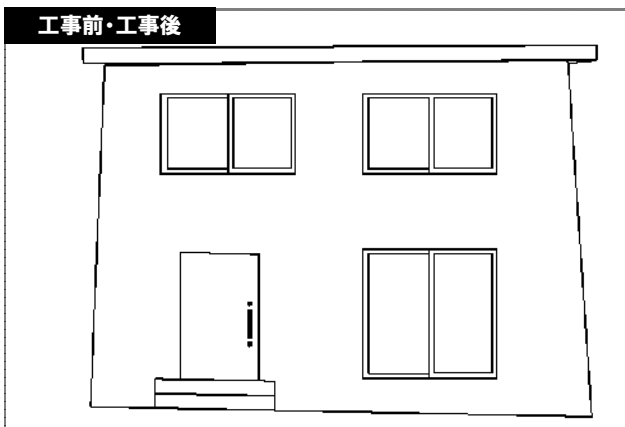
【工事前・工事後の写真】

- 改修工事を行う壁を、一面ずつ、撮影してください。
- 可能な限り、壁全体を撮影してください。
- 壁面が一枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割してもかまいません。

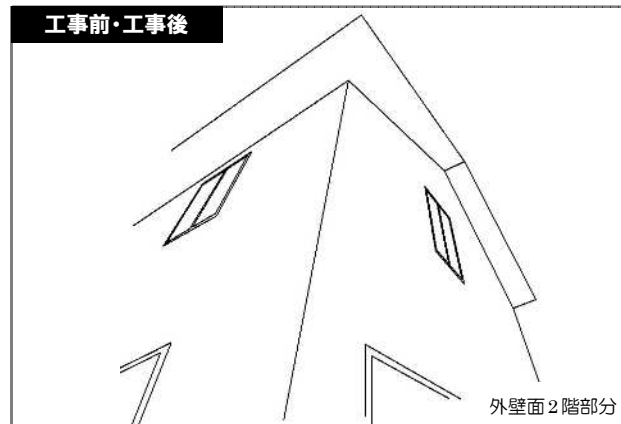
工事前・工事後



工事前・工事後



工事前・工事後

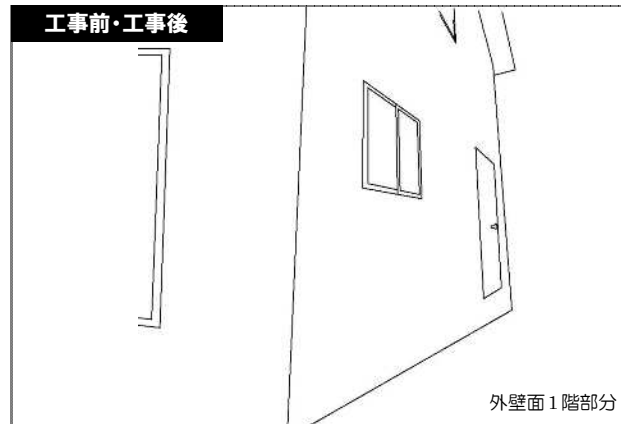


外壁の撮影のポイント

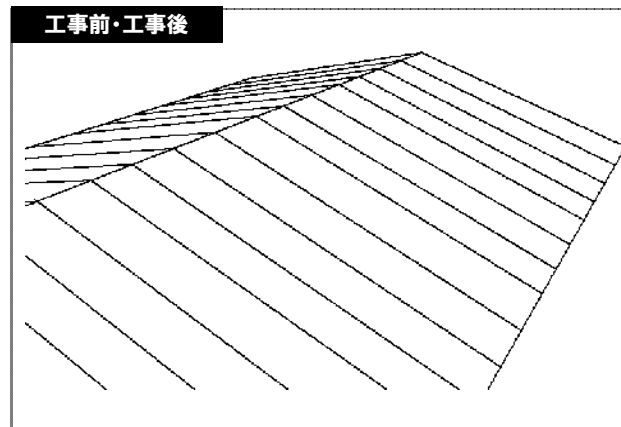
【工事前・工事後の写真】

- 改修工事を行う壁が正面に納まるように撮影してください。
- 一枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割してもかまいません。

工事前・工事後



工事前・工事後



屋根の撮影のポイント

【工事前・工事後の写真】

- 可能な限り、改修工事を行う屋根面全体を撮影してください。
- 屋根面が一枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割してもかまいません。

